

第三十八回港湾環境整備負担金部会

平成三十年十月二十六日（金）

於 東京港芝浦サービスセンター

三階会議室

一 開 会

二 諮問事項の審議

・ 港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

三 閉 会

出席者

—— 学 識 経 験 者 ——

(一財) みなと総合研究財団顧問 鬼頭平三

日本大学理工学部まちづくり工学科准教授 押田佳子

—— 港湾・海上公園関係者 ——

(一社) 東京港運協会会長 鶴岡純一

東京倉庫協会会長 今井恵一

(一社) 日本船主協会常務理事 小泉浩信

東京港湾労働組合連合会執行委員長 山田敏也(欠席)

—— 関係行政機関の職員 ——

関東地方整備局長 石原康弘(代理)

関東運輸局長 掛江浩一郎(代理)

東京海上保安部長 糸井一幸(代理)

—— 東京都職員 ——

港湾経営部長 藏居淳

海上公園課長 吉田憲治

企画担当課長 伊藤正勝

開 会 （午後三時二十五分）

○伊藤企画担当課長 それでは、定刻よりやや早い時間ではありませんけれども、皆様おそろいの方です。ただいまから第三十八回港湾環境整備負担金部会を開会させていただきます。

委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。

議事に入りますまで、進行は私、港湾局企画担当課長の伊藤が務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、早速ではありますが、最初に定数について、ご報告申し上げます。本日は九名の部会委員のうち、代理出席の方を含めまして、八名の委員が出席されております。よって、東京都港湾審議会条例第七条に定められております定足数である過半数に達しておりますので、本日の部会は有効に成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本部会は公開とさせていただきますので、ご承知おき願います。

続きまして、部会の進行に関するご案内及び配付資料の確認をさせていただきます。

まず、ご発言をいただく際ですが、恐れ入りますが、挙手をしていただきまして、マイクを

事務局より受け取ってから、ご発言いただきますようお願い申し上げます。ご発言が終わりましたらマイクは事務局が取りに伺います。

続きまして、机上に置かせていただいております配付資料のご確認をさせていただきます。まず、会議次第でございます。

次に、「港湾環境整備負担金部会委員名簿」でございます。

そして、「諮問書(写)」でございます。

続いて、資料一といたしまして「港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定(案)」でございます。

続いて、資料二でございますが、A四横版の資料で、「港湾環境整備負担金対象工事指定に関する附属資料」でございます。

資料三は「負担割合一覧表」でございます。

続いて、資料四は、「東京港港湾区域・臨港地区図(負担区域)」でございます。

このほか、冊子でお配りしております「東京都港湾環境整備負担金条例・同施行規則」と、「港湾環境整備負担金制度について」でございます。

最後に、座席表を配付させていただいておりますが、資料に不足等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以降の進行を部会長にお任せした

いと存じます。鬼頭部会長、よろしくお願いいたします。

○鬼頭部会長 当部会の部会長を務めさせていただいております。鬼頭でございます。

本日は、芝浦ふ頭までご足労いただきまして、ありがとうございます。私からも、重ねてお礼を申し上げます。

それでは早速、次第に基づきまして進行してまいりたいと思いますが、諮問事項の審議に入ります前に、前回の部会から、一部の委員の方に交代がございましたので、事務局より、ご紹介をお願いしたいと思います。

○伊藤企画担当課長 それでは、事務局より、前回の部会から交代のありました部会委員の紹介をさせていただきます。大変僭越ではございますが、私からお名前をご紹介させていただきます。たいと存じます。ご着席のままです。結構でございます。

東京倉庫協会会長の今井委員でございます。

○今井委員 今井でございます。よろしく申し上げます。

○伊藤企画担当課長 関東地方整備局長の石原委員でございますが、本日は、松永副局長が代理出席をされております。

○石原委員代理(松永) よろしく申し上げます。

○伊藤企画担当課長 関東運輸局長の掛江委員で

ございますが、本日は、藤田交通政策部次長が代理出席をされております。

○掛江委員代理（藤田） 藤田です。よろしくお願ひします。

○伊藤企画担当課長 東京海上保安部長の糸井委員でございますが、本日は、古川海上保安部次長が代理出席をされております。

○糸井委員代理（古川） 糸井の代理でまいりました古川でございます。よろしくお願ひいたします。

○伊藤企画担当課長 以上で、交代のありました部会委員のご紹介を終わらせていただきます。引き続きまして、東京都側の出席者を紹介させていただきます。

港湾経営部長の藏居でございます。

○藏居港湾経営部長 藏居でございます。よろしくお願ひいたします。

○伊藤企画担当課長 海上公園課長の吉田でございます。

○吉田海上公園課長 吉田でございます。よろしくお願ひいたします。

○伊藤企画担当課長 どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

○鬼頭部会長 ありがとうございました。

諮問事項の審議

・港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定（案）

○鬼頭部会長 それでは、諮問事項の審議に入りたいと思います。

既に、小池知事より、港湾審議会に対して、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定について諮問をいただいております。お手元には、諮問書の写しを配付させていただいております。

まずは、この諮問事項につきまして説明を受けたいと思います。事務局から説明をお願いします。

○藏居港湾経営部長 港湾経営部長の藏居でございます。私からご説明させていただきます。

先ほど、部会長からご紹介がありましたけれども、本来、都庁でこの部会も開催しておりますけど、本審議会はございませんので、部会単独で、今回、開催させていただいております。いろいろと不都合があるかもしれませんが、いろいろ、ご容赦ください。

都庁の本審議会ではタブレット端末を導入しておりましたが、この会場にはその設備はありませんので、申しわけございませんけれども、紙ベースで説明させていただきます。

それでは、資料一の諮問案の内容につきましてご説明する前に、交代委員がございましたので、概要資料をまとめました横長の資料二で、制度の概要を含めまして、ご説明させていただきます。資料二をご用意ください。

資料二の左側でございますけれども、一度の概要でございます。この制度は、昭和四十八年の港湾法の改正により導入された制度でございます。

(一) 趣旨といたしましては、臨港地区または港湾区域におきまして、一定以上の面積で事業を行っている事業者に対しまして、港湾環境を整備し、また、保全するための工事の費用の一部をご負担いただく制度でございます。

(二) としまして、負担対象事業者につきましては、臨港地区及び港湾区域内に位置する工場または事業場、例えば、倉庫、上屋、事業所などの敷地面積の合計が一万平方メートル以上の事業者の皆様にご負担をいただいております。

(三) としまして、負担対象工事、平成二十九年도에実施した三つの工事でございますけれども、一つ目としまして、港湾環境整備施設の建設改良、以下、「緑地」と申し上げますけれども、二番目としまして緑地の維持工事、三番目の水面清掃工事が対象となります。



(四) としまして、負担金の計算方法でございますが、簡単には、式を掲載しております。工事に要した費用に、工事の種類や公園の種別に応じて定められた負担割合を乗じ、さらに分母に負担区域内の事業場総面積、分子に負担対象事業者の敷地面積とした割合を掛け合わせたもので計算いたします。

負担割合及びそれぞれの内容につきましては、その後の資料三でご説明を差し上げますので、資料三をごらんください。

こちらが負担割合一覧表でございます。負担割合につきましては、東京都以外の他港の状況も勘案しながら、各公園の機能、目的や主たる利用対象者の状況に応じまして、種別別に設定させていただいております。なお、表にも記載がありますけれども、晴海ふ頭公園及びフェリーふ頭公園につきましては、現在、休園中のため、本年度の負担金の対象からは外しております。

続きまして、資料四をごらんいただきたいと思っております。

こちらが負担区域についての説明資料でございます。東京港の港湾区域及び臨港地区の負担エリアを示したものでございます。右下に凡例がございます。太い線で囲まれたエリアの水域が港湾区域でございます。総面積五千百

六十五ヘクタールでございます。赤い線で書かれた区域は臨港地区でございます、千二十八ヘクタールございます。ご参考にしていただきたいと思います。

それでは、お手数ですけど、資料二にお戻りいただきたいと思えます。

資料二の右側でございますけれども、平成三十年代負担金（案）でございます。負担金の総額は三千七百二十八万余円となっております、前年度に対しまして、三百六万余円の減となっております。中段に負担金の内訳がございますが、①の緑地の建設・改良工事は、昨年度に二つの公園を工事しましたけど、今年は一カ所ということで、そちらの減が全体の減の原因となっております。

次に、今後の手続関係でございますけれども、本部会におきまして、諮問案についてご審議いただき、了承いただきましたら、十一月に、資料一に記載の負担対象工事の指定についての告示を行う予定でございます。資料一につきましては、後ほどご説明させていただきます。

その後、十二月ごろに納付書を送付させていただきますしまして、三月末までに、事業者の皆さまに納付いただくという予定にしております。

その後、東京都の港湾審議会の条例の規定に基づきまして、本日も審議いただいた結果につ

きまして、次回の港湾審議会において報告することとなっております。

具体的な工事につきましては、二ページ以下でご説明させていただきます。

まず、緑地の建設・改良工事の概要でございます。新木場公園の利便性向上のため、トイレブースを増設する工事を行いました。昨年度は、新木場公園の改良として、芝の張りかえとか、園路の工事をしました。今年はトイレブースの改修ということで、金額としましては、二千百三十二万余円ということで、そこに負担割合等を掛け合わせまして、事業者の皆様方が負担する総額につきましては、三百十万余円となりまして、全体の一四・五％となっております。

三ページは、新木場公園の工事箇所的位置図等でございます。ご確認いただければと思います。

四ページが二点目の緑地の維持工事関係の概要でございます。二十九年度は、城南島海浜公園ほか、七公園の清掃、除草、施設の修繕等の維持管理を行いました。

一点目としましては、城南島海浜公園、これは広く都民に親しまれる公園という形で負担割合が八分の一、それから、春海橋公園、芝浦南ふ頭公園が事業者及び周辺の都民も利用する公園、さらに、品川北ふ頭公園からの公園は

主に臨港地区内事業者の方々が利用する公園ということで、負担割合が二分の一となっております。そして、こちらにも、この負担割合等を乗じまして、ご負担いただく総額としましては、千七百五万余円となっております。

五ページは、維持工事の実施状況としまして、施設の陥没があつたときの補修とか、定期的な除草、清掃作業を行っているものでございます。続きまして、六ページをお開きいただきたいと思ひます。水面清掃工事の概要でございます。東京港の港湾区域に浮遊しますごみ、流木等を清掃船で回収します工事を実施しております。こちらの工事に要しました総額は二億三千八百四十三万余円ということで、こちらに負担割合等を掛け合わせまして、負担いただく総額は千七百十二万余円となっております。

表の下にございますけれども、二十九年度の水面清掃で回収しましたごみの総量としましては、二千二百八十七立方メートルとなっております。

以上が平成三十年度の港湾環境整備負担金の概要となります。

お手数ですけど、資料一にお戻りいただきましたと思ひます。

ページをめくっていただいて、最後の二ページの一覧表をごらんいただきたいと思ひます。

これまで資料二でご説明した内容を所定の様式、告示する様式に落とし込んだものが、こちらの資料一の（案）でございます。表の左の最上段になります①工事の種類から右側の⑧当該工事に係る負担区域内にある工場又は事業場の敷地等の合計面積まで、順番にご説明させていただきます。順番にご説明させていただきます。

まず、表側にあたります①工事の種類でございます。これは上から下へということでご説明させていただきます。

一の港湾環境施設整備の建設改良工事は、港湾法の規定に定められている海浜緑地公園の植栽等の整備を行うものでございます。二段目の欄の港湾環境整備施設の維持工事は、今申し上げました施設に係る清掃、除草等の維持管理を行うものでございます。三の欄の漂流物の除去及びその他の水面清掃のための工事は、清掃船による港内清掃等を行うものでございます。

表頭の二列目、②は工事の名称でございます。

一の建設改良は新木場公園の整備、二の維持工事は先ほど申しました城南島海浜公園ほか、七公園の維持工事。三は水面清掃工事でございます。

③は工事の実施された場所をお示ししております、④は工事の完了した日をお示ししております。

⑤は、それぞれの工事に要した平成二十九年  
度の費用でございます。この工事費用は、先ほ  
ど、資料二の二ページ、四ページ、六ページに  
お示しした金額を載せております。

⑥は負担区域でございます。一段目の建設改  
良費並びに二段目の維持工事につきましては、  
臨港地区の負担区域がございます。三段目の水  
面の清掃工事につきましては、水域の港湾区域  
及び陸域の臨港地区が負担区域となります。

右から二つ目の⑦でございますけれども、そ  
れぞれの工事に対する負担の割合でございま  
す。これは先ほどご説明しました資料三にお示  
しした負担割合でございます。

⑧は、先ほどの資料二で記載した敷地面積の  
合計の面積でございます。

雑駁でございますけど、以上で諮問案に関す  
る説明を終わらせていただきます。

なお、原案をお認めいただけましたら、事務  
局としましては、資料一と参考資料の資料二等  
も含めまして、本審議会で報告することとした  
いと考えております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたし  
ます。

○鬼頭部会長 藏居部長、ありがとうございます  
た。

今回は、資料二という形で、少しわかりやす

い資料も用意していただいて、皆様の理解を深めていただけたと思います。

ただいまの事務局の説明に対して、委員の皆様から、ご質問あるいはご意見等ございましたら、何でも結構ですので、よろしくお願ひします。

よろしゅうございますか。特に、ご質問、ご意見もないようですので、港湾環境整備負担金に係る負担対象工事の指定については、原案どおりとする旨、決議をいたしたいと思ひますが、ご異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○鬼頭部会長 ありがとうございます。異議なしということでございますので、原案を適当とする旨、答申をすることとしたいと思います。

部会長の私から、答申書を藏居港湾経営部長にお渡ししたいと思ひますが、若干準備がございますので、しばらくお待ちいただきたいと思ひます。

それでは、私から答申書をお渡ししたいと思ひます。

（答申書手交）

○鬼頭部会長 無事に答申書をお渡しできました。以上をもちまして、本日の諮問事項の審議を終わりたいと思ひます。円滑な進行にご協力いただきまして、ありがとうございました。

本日の審議経過及び審議結果につきまして  
は、東京都港湾審議会条例第八条第四項に基づ  
きまして、次回の港湾審議会におきまして、私  
から報告させていただきたいと思えます。その際  
には、事務局の案にございましたとおり、資料  
一と資料二を使用して、説明ないし報告をさせ  
ていただきたいと思いますので、ご了承をお願  
いいたします。

それでは、閉会にあたりまして、藏居部長か  
らご挨拶がございますので、よろしくお願  
いいたします。

○藏居港湾経営部長 本日は、大変お忙しい中、  
本負担金部会にご出席いただきまして、本当に  
ありがとうございます。

また、ご審議いただきまして、ただいま諮問  
案につきまして、原案を適当とする旨、答申  
を頂戴いたしました。まことにありがとうございます。  
います。

私ども東京都は、港湾管理者としまして、関  
係事業者の方々のご理解を得ながら、本負担金  
部会制度を適切に運用しながら、港湾環境の保  
全にさらに一層努めてまいりますので、今後と  
もご指導のほど、よろしくお願いたします。

本日は、本当にありがとうございました。

○鬼頭部会長 ありがとうございます。

では最後に、事務局から連絡事項がありまし



たらお願いします。

○伊藤企画担当課長 鬼頭部会長、円滑に議事進行いただきまして、まことにありがとうございます。本日の議事資料及び議事録につきましては、後日、当局ホームページに掲載する予定でございます。また、先ほど部会長よりご案内がありましたとおり、本日の審議につきましては、次回の東京都港湾審議会における報告事項となります。審議会に関する日程ですとか、議事内容につきましては、決まり次第、別途ご案内させていただきますので、よろしくお願いいたします。委員の皆様におかれましては、大変お忙しいところ恐縮ではございますが、審議会へ出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上、事務局からの連絡事項でございます。

○鬼頭部会長 それでは、第三十八回の港湾環境整備負担金部会を閉会いたします。委員の皆様、本日はありがとうございました。

開 会 （午後三時四十七分）

— 了 —